全市連の合法木材利促進の取組

令和3年11月10日 全日本木材市場連盟

全日本木材市場連盟の概要

• 昭和28年設立

• 会員数:150市場

原木市場のみ:49市場

製品市場のみ:67市場

原木市場と製品市場の両方:34市場

(参考)全国の木材市場数:413市場(木材センターと共販所を含む)

(出展:H28年農林水産省木材流通構造調査)

木材市場の現状 (原木市場の取扱量)

• 国産材素材生産量 2,596万9千㎡

製材工場等への出荷量 958万4千㎡

(合板工場、木材チップ工場等を含む)

原木市場等への出荷量 1,121万9千㎡

(木材センター、共販所を含む)

木材販売業者への出荷量 516万6千㎡

• 原木市場の素材の入荷量 国産材 1,165万6千㎡

(出展:H30年農林水産省木材流通構造調査)

木材市場の現状 (製品市場の取扱量)

・製材工場の出荷量(国産材)701万㎡

その他の工場への出荷量 202万6千㎡

建築業者等への出荷量 146万7千㎡

木材市場等への出荷量 139万7千㎡

木材販売業者等への出荷量 212万5千㎡

・製品市場の製材品の入荷量 国産材 191万1千㎡

(出展:H30年農林水産省木材流通構造調査)

全市連の合法木材利用の取組

- 平成18年に林野庁ガイドラインに基づき、「自主的行動規範」と「事業者認定実施要領」を定め取組を開始
- 平成24年に「発電利用に供する木質バイオマスの証明」を開始
- 全市連認定合法木材事業者数:224事業者(全市連会員以外も含む。)認定事業者の取扱量(令和2年)

素材入荷量:274万7千㎡ (うち合法証明材:86%)

製材入荷量:209万2千㎡ (うち合法証明材:68%)

• CW法の登録事業者数:第1種木材関連事業者が2事業者、

第2種木材関連事業者が19事業者、

第1種と第2種の両方が13事業者

CW法や合法木材取扱制度の課題

- 合法木材に対する消費者からの求めがない。 証明の連鎖が続かない。
- リスクに応じたDDのあり方外材と国産材の違い、規模と経済性
- 一連の生産活動の始点と合法伐採木材の証明の始点は同一であるべき。
- CW法とグリーン購入法ガイドラインの位置づけ 役割、目的、対象事業体、対象品目、登録事業者、認定事業者、 メリット等
- CW法がどのような将来の姿を描いているのかわかりにくい。